平成２８年（家）第４６号

本籍佐賀県唐津市相知町佐里1989番地、最後の住所佐賀県東松浦郡相知町大字佐里1989番地

不在者　江里　謙二

昭和29年２月５日生

平成29年４月８日失踪宣告審判確定

佐賀家庭裁判所唐津支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２８年（家）第４１３号

本籍千葉県市川市大洲２丁目６番、住所岡山県倉敷市下津井吹上303―17

申立人（失踪者）　野坂　一倍

昭和25年４月24日生

平成29年３月29日失踪宣告取消審判確定

岡山家庭裁判所児島出張所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第７６号

岡山県玉野市向日比２丁目９番17号

申立人　有限会社坂口工業所

代表者代表取締役　坂口ちず子

権利を争う旨の申述の終期　平成29年４月13日

平成29年４月14日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　１通

手形番号　ＶＣ04278

金額　944,446円

支払期日　平成28年12月10日

支払地　大阪市

支払場所　株式会社池田泉州銀行大阪西支店

振出日　平成28年８月10日

振出地　大阪市

振出人　株式会社丹生商店　取締役社長　丹生　隆嗣

受取人　申立人

最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成２９年（フ）第２７５４号

東京都千代田区神田司町２丁目９番地

債務者　株式会社イオプラネット

主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成29年４月18日

東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２９年（フ）第２７５４号

東京都千代田区神田司町２丁目９番地

債務者　株式会社イオプラネット

１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　弁護士　嵯峨谷　厳

平成29年４月18日

東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１１１号

兵庫県姫路市飾磨区構２丁目62番地

債務者　有限会社グッドリバー

代表者取締役　江川　正男

１　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　田村　貴司

４　破産債権の届出期間　平成29年５月25日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午後１時30分

６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３５号

香川県善通寺市原田町533番地３　ゴールデンハイツＢ―101

債務者　丸山　新吾

１　決定年月日時　平成29年４月20日午後０時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　神原　太一

４　破産債権の届出期間　平成29年６月１日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月20日午前10時

６　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで

高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８号

福岡県八女市星野村12013番地

債務者　江良　武子

１　決定年月日時　平成29年４月20日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　篠原　一明

４　破産債権の届出期間　平成29年５月19日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月２日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで

福岡地方裁判所八女支部

平成２９年（フ）第１５号

鹿児島県枕崎市中央町705番地２

債務者　小川　裕通

１　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　河口友一朗

４　破産債権の届出期間　平成29年５月25日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１６号

鹿児島県枕崎市中央町705番地２

債務者　小川真由美

１　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　河口友一朗

４　破産債権の届出期間　平成29年５月25日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１１４号

岡山市北区御津新庄2869番地91

債務者　植田　耕二

１　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　藤井　秀孝

４　破産債権の届出期間　平成29年６月20日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月20日午前10時40分

６　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７号

奈良市六条西５丁目12番５号

債務者　加納　和王

１　決定年月日時　平成29年４月19日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　清家　康男

４　破産債権の届出期間　平成29年６月12日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午前10時

６　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで

奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号

鹿児島県鹿屋市東原町6040番地

債務者　梅北　雄一

１　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　本田　貴志

４　破産債権の届出期間　平成29年５月17日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午前11時

６　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係